

川崎市立通級指導教室親の会 個人情報取扱規則

【目的】

第1条 この規則は、川崎市通級指導教室親の会（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、本会会員規約第15条の規定に基づき、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【責務】

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報取得・利用・管理を適正におこなう。

【個人情報の定義】

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

【管理者】

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

【取扱者】

第5条 本会における個人情報の取扱者は各校役員とする。

【守秘義務】

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【個人情報の適正な取得】

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

第8条 取得した個人情報は当会活動における連絡のために利用する。

【個人情報の利用制限】

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

【管理】

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

【保管および持出等】

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

【第三者提供の制限】

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

【情報の開示等】

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

【情報漏えい対策】

第14条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに本人及び管理者へ報告する。

【苦情の処理】

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附則 本規則は、平成30年5月11日より施行する。